

## 三川町競争入札参加資格審査申請の記載要領(物品等)

提出書類については、下記内容を十分に確認し、記入事項や提出書類に漏れのないように申請してください。

### 1. 申請できる者

三川町が発注する2019年・2020年の2年間における、物品及び役務に係る競争入札又は見積りに参加を希望する者で、地方自治法施行令第167条の4及び第167条の11に該当しない者及び、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織と関係がない者。

次の事項のいずれかに該当する場合は申請できません。

- ・破産者で復権を得ていない者。
- ・成年被後見人、被保佐人。
- ・契約の締結に関し、同意権付与の審判を受けた被補助人。
- ・営業の許可を受けていない未成年者。
- ・任意後見契約を締結し、契約の締結に関し委託している者。
- ・諸税において未納がある者。
- ・下記のいずれかに該当する者。(法人、個人を問わず、全業者「暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと及び談合その他不正行為を行わない旨の誓約書」を提出してください。)
  - ① 役員等(役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者。
  - ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
  - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
  - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

### 2. 申請書提出先

〒997-1301 山形県東田川郡三川町大字横山字西田85番地  
三川町役場(2階)総務課財政係

### 3. 申請受付期間

2019年(平成31年)1月4日(金)～2月28日(木)(郵送の場合期間中に必着)

※受付期間終了後も新規・更新登録ともに随時受け付けます。

### 4. 登録有効期間

申請書受付日から2021年3月31日までの2年間

### 5. 申請方法

直接持参又は郵送

- ・持参の場合の受付時間 午前9時～午後4時30分(正午～午後1時及び土曜日・日曜日及び祝日を除く)
- ・郵送で申請される方は、封筒に「競争入札参加資格申請」と朱書きしてください。また、受領証を必要とする場合は、82円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。切手の貼付がない場合は受領証を送付いたしません。

## 6. 提出書類

- ・別紙 競争入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧のとおり。

## 7. 希望営業品目

- ・別紙 営業品目一覧のとおり。
- ・申請書への記載方法の注意をよくお読みください。

## 8. 記載要領

①申請書様式は、指定様式(三川町公式ホームページからダウンロードできます)又は、山形県様式、国様式により申請をしてください。なお、「リース・レンタル」、「その他」、「役務関連その他」の業種登録を希望するときは、町指定様式を使用する場合は、「2 希望する営業種目等」に括弧書きで具体的な内容を記入し、山形県様式、国様式を使用する場合は、具体的な内容を余白等に記入するか、別紙(任意様式)にて具体的な内容がわかる資料を提出してください。

- ・受付番号、登録番号は記入しないでください。
- ・前回(平成29・30年度入札参加資格申請)申請した場合は「更新」に、それ以外の場合は「新規」を丸で囲んでください。
- ・日付は申請書提出日を記入してください。郵送の場合は郵送する日を記入してください。
- ・郵便番号、住所、商号又は名称、代表者氏名は商業登記簿等に合わせ正式名称を記入してください。印は実印を押印してください。
- ・担当者、電話番号、FAX 番号については、申請書記載内容について精通している者の氏名と連絡先を記入してください。

②暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと及び談合その他不正行為を行わない旨の誓約書【様式8】

- ・法人、個人を問わず、全業者必ず提出してください。

③商業登記簿謄本(写し)等

- ・法人業者について:申請書提出日の直前3か月以内に発行された、商業登記簿謄本(写し)を提出してください。
- ・個人業者について:申請書提出日の直前3か月以内に発行された、市町村発行の身分証明書(写し)を提出してください。

## 9. その他

- ・申請書に不備等が見つかった場合は受理できませんのでご注意願います。
- ・申請後に申請内容の変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。
- ・申請に係る一切の費用は、申請者の負担となります。
- ・登録されれば自動的に、又は必ず指名等があるという制度ではありません。ご了承ください。
- ・登録後、申請書等に虚偽の記載が見つかった場合や、申請できる方の要件に該当しなくなった場合等は、参加資格を抹消することがあります。
- ・登録有効期間の終了時には更新手続きが必要となります。更新手続きに関しましては町 HP にてお知らせしており、個別に登録業者へお知らせしていません。
- ・申請された情報は、情報公開の請求があったとき、公開する場合があります。

## 10. 問合せ先 三川町役場総務課財政係 TEL0235-35-7011(財政係直通)